

|        |      |
|--------|------|
| 計画作成年度 | 令和3年 |
| 計画主体   | 鶴居村  |

# 鶴居村鳥獣被害防止計画

## <連絡先>

担当部署名 産業振興課林政係  
所在地 北海道阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地  
電話番号 0154-64-2114  
FAX番号 0154-64-2577  
メールアドレス tancho@vill.tsurui.lg.jp



## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |                                                        |
|------|--------------------------------------------------------|
| 対象鳥獣 | カラス（ハシブトガラス・ハシボソガラス）・ドバト・タンチョウ<br>キツネ・タヌキ・ミンク・ヒグマ・エゾシカ |
| 計画期間 | 令和4年度～令和6年度                                            |
| 対象地域 | 鶴居村全域                                                  |

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### （1）被害の現状（令和2年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状  |          |         |
|-------|--------|----------|---------|
|       | 品 目    | 被害金額     | 被害面積    |
| カラス   | 飼料等    | 645千円    | —       |
| ドバト   | 飼料等    | 40千円     | —       |
| キツネ   | 飼料等    | 155千円    | —       |
| タヌキ   | 飼料等    | 80千円     | —       |
| タンチョウ | デントコーン | 220千円    | —       |
| エゾシカ  | デントコーン | 1,348千円  | 13ha    |
|       | 牧草     | 80,012千円 | 1,348ha |
| ヒグマ   | デントコーン | 950千円    | —       |
| ミンク   | 養殖魚    | 10千円     | —       |

### （2）被害の傾向

|                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①カラス<br>デントコーンの播種時の種子食害・発芽時の抜き取り、牛舎に侵入し給餌の盗食、乳牛（乳房・陰部等）の損傷、牛舎内及び市街地に糞尿排泄。                   |
| ②ドバト<br>牛舎に侵入し給餌の盗食、牛舎内に糞尿排泄。                                                               |
| ③キツネ<br>乳牛の損傷、牛舎等周辺の徘徊、出産後の胎盤を食べる。                                                          |
| ④タヌキ<br>牛舎等周辺の徘徊による疥癬病の伝播の懸念、ため糞、出産後の胎盤を食べる。                                                |
| ⑤タンチョウ<br>デントコーンの播種時の種子食害・発芽時の抜き取り、牛舎に侵入し給餌の盗食、バンガーサイロ（デントコーンサイレイジ）に寄り付き盗食又はシートを損傷し盗食。      |
| ⑥エゾシカ<br>牧草（特に新耕地）、デントコーン発芽時・結実時食害、樹木の発芽時の食害、常緑樹の葉の食害、冬期にあっては樹皮の食害、及び牛用飼料（ロールラップやサイレージ）の盗食。 |
| ⑦ヒグマ<br>デントコーン結実時の食害、踏み倒し。                                                                  |
| ⑧ミンク<br>さけ・ますふ化場やヤマベ・ニジマス等の養殖場の養殖魚の食害。                                                      |

### (3) 被害の軽減目標

| 指標        | 現状値（令和2年度） | 目標値（令和6年度） |
|-----------|------------|------------|
| カラス被害金額   | 645千円      | 452千円      |
| ドバト被害金額   | 40千円       | 28千円       |
| キツネ被害金額   | 155千円      | 109千円      |
| タヌキ被害金額   | 80千円       | 56千円       |
| タンチョウ被害金額 | 220千円      | 154千円      |
| エゾシカ被害金額  | 81,360千円   | 56,952千円   |
| ヒグマ被害金額   | 950千円      | 665千円      |
| ミンク被害金額   | 10千円       | 0千円        |
| 合 計       | 83,460千円   | 58,416千円   |

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

|                   | 従来講じてきた被害防止対策                                                                                                                                                                                      | 課題                                                                                                                                                                     |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 捕獲等に関する<br>取組     | <p>（捕獲体制の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施隊と村内民間企業への委託による対象鳥獣の有害捕獲</li> <li>・新規狩猟免許取得者に取得経費を助成。ただし一定条件あり</li> </ul>                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害農家の対策要望として捕獲への依存度が高まっている</li> <li>・実施隊員の高齢化、新規参入した実施隊への捕獲技術の継承</li> <li>・狩猟期終盤にあっては、エゾシカの夜間出没等の行動パターンの変化による捕獲数の低迷</li> </ul> |
|                   | <p>（捕獲機材の導入）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中型哺乳類用捕獲わなの導入</li> <li>・ヒグマ用はこわなの導入</li> <li>・エゾシカ用のはこわなと囲いわな、くくりわなの導入</li> <li>・残滓放置の防止とヒグマはこわなやエゾシカ囲いわな等の作業省力化を目的としたICT機材の導入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・はこわなの設置要望増加による見回り負担の増加</li> <li>・ICT捕獲わなの安定した運用、管理体制の構築</li> </ul>                                                             |
|                   | <p>（捕獲鳥獣の処理方法等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施隊と食肉等処理加工施設の連携による食肉等への活用体制の整備</li> <li>・残滓の適切な処理として残滓ボックスの設置</li> </ul>                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の受入体制の整備</li> <li>・捕獲個体の迅速な運搬技術の不足</li> </ul>                                                                               |
| 防護柵の設置等<br>に関する取組 | <p>（侵入防止柵の設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害農家のほとんどのデントコーンの圃場において、エゾシカやヒグマの侵入防止を目的とした電気牧柵の設置</li> </ul>                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保守点検の重要性など電気牧柵の正しい知識の普及</li> <li>・新耕地ではエゾシカの食害が著しいため、防護柵設置が望ましいが管理者が不足している</li> </ul>                                          |

|              |                                                                                      |                                  |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
|              | (追い払い、追い上げ活動)<br>・デントコーンの播種時期にタンチョウの追い払い<br>・鳥類にあっては、個別に要望のある農家等に対し銃器による捕獲や空砲による威嚇射撃 | ・タンチョウは保護鳥獣のため、追い払い以外の有効な手立てが乏しい |
| 生息環境管理その他の取組 | (誘引物の除去等)<br>・鋼鉄製のごみ集積所の設置による鳥類の生活被害の抑制                                              | ・牛舎周辺では広大な敷地の中で誘引物の低減や除去が進みにくい   |

## (5) 今後の取組方針

### ○カラス

これまで捕獲により被害の拡大を抑止してきたものの、捕獲のみでは根本的な解決となりにくいため、防除策との併用により被害防止の効果をより一層高める必要がある。

よって、村内一円ではこわなによる捕獲を継続しつつ、個別に要望がある農家に対しては、人とカラス類との緊張関係の維持を目的とした銃器や空砲による威嚇や追い払いを実施する。市街地については、住民の安全確保と景観維持を目的として営巣の取り払いと雛や卵の捕獲を行う。さらに、農家に対しては餌となるごみの管理や具体的な防除方法に関して専門家等の助言により自主防衛を促進する。また、調査等により生息羽数の推定と捕獲効果の検証に努める。

### ○ドバト

被害は一部の農家に集中しており令和2年度の被害件数は4件である。被害農家に対しては、巣の撤去と糞尿の清掃による生息環境管理を基本的な対策とし、被害の再発防止に努める。また、帰巢本能が強く農場に執着する成鳥に対しては銃器による追い払いを実施する。

### ○キツネ・タヌキ

被害内容は牛舎周辺での徘徊やため糞などであり、牛舎周辺の衛生環境に悪影響を及ぼしている。被害金額以上に農家からの捕獲要望は高い。このため被害農家に対して村の職員によるはこわなでの捕獲を実施する。

### ○タンチョウ（特別天然記念物）

保護活動や給餌場での餌付け等の成果により生息数は近年増加傾向であり、それに伴い釧路湿原に近い地区で、サイレーシートの損傷や食害などの農業被害が散見される。

国の特別天然記念物であり捕獲等の対策が取れないため、侵入防止や追い払いなど、地域農家と関係機関が連携して対策を講じていく。一方で、鶴居村はタンチョウにとっての個体群越冬地であることを理解したうえで、生息数の過剰な集中を避けるために適切な給餌のあり方等を検討しつつ、タンチョウ保護に貢献することも目指していく。

### ○エゾシカ

鶴居村は阿寒摩周国立公園と釧路湿原国立公園に挟まれており、いずれの国立公園においても越冬地としてエゾシカが高密度で生息しており、農林業に甚大な被害を及ぼしている。

また、北海道の定めるエゾシカ管理計画において、東部地域の個体数指数は依然として高い水準にある。このことから銃器やわなを用いた捕獲は捕獲頭数の水準を低下させることなく継続して実施する。一方でこれらの取り組みに併せて電気柵などの被害防除の推進を図る。また、毎年実施しているライトセンサスにより村内の生息数に関する基礎情報の蓄積に努める。

なお捕獲に実施にあたっては各国立公園の対策協議会等との情報共有・連携を図る。

#### ○ヒグマ

北海道の定めるヒグマ管理計画に基づき、問題個体を発生させない地域づくりに努めつつ、問題個体を段階ごとに分けた適切な対応を行う。ただし、市街地出没等の人命に危害が及ぶ可能性がある等の緊急事態が発生した場合は、出没状況に合わせて捕獲などによる排除を優先する。

#### ○ミンク

被害が発生した場合、村の職員によりはこわなでの捕獲を実施する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害防止対策実施隊（対象鳥獣捕獲隊員）による鶴居村全域（特定猟具使用禁止区域を含む。鳥獣保護区等は除く）での捕獲を実施する。

また、特定の捕獲地域に限定した許可等でも対象鳥獣を捕獲する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年 度：令和4年度～令和6年度

対象鳥獣：カラス・ドバト・タンチョウ・キツネ・タヌキ・エゾシカ・ヒグマ・ミンク

##### ①捕獲機材導入による捕獲頭数拡大の推進

村野生鳥獣被害対策協議会と連携し、季節ごとに効果の高い捕獲手法を検討したうえで、捕獲機材（銃器捕獲に係る備品、くくりわな、はこわな、囲いわな等）の追加導入を行い、捕獲数の増加に努める。

##### ②搬出機材導入によるジビエ利活用の促進

従来、搬出に時間がかかるまたは困難であった捕獲個体の食肉加工業者への迅速な搬入の実現に努める。

##### ③調査機材導入による生息状況調査の推進

自動撮影カメラを用いて、出没のあった問題個体の監視や各種捕獲手法の検証を行い、適切な判断を行う情報や客観的な事実に基づく事業評価に努める。

##### ④捕獲鳥獣の処理に係る協力体制の構築

捕獲者の負担軽減や残滓の放置による牧草地への悪影響を防止するために設置した残滓ボックスは、適切な管理に努める。

##### ⑤担い手育成の推進

鳥獣の捕獲に関する情報を提供するとともに、狩猟免許や猟銃所持許可に係る費用を助成し、担い手確保の推進を図る。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等の設定の考え方

##### ①カラス

捕獲実績は、平成31年度が3,007羽、令和2年度が2,288羽、令和3年度が1,850羽（推計値）であり、捕獲数は年々減少傾向であるが、引き続き被害増加を抑制するため、捕獲数は前年度の実績数を維持しつつ、年間2,000羽の捕獲を目指す。

## ②ドバト

過去の捕獲実績（平成31年度9羽、令和2年度3羽、令和3年度234羽、令和4年度127羽）である。捕獲計画頭数は過去の捕獲数を勘案し計画する。

## ③キツネ

過去3カ年の捕獲実績（平成31年度82頭、令和2年度54頭、令和3年度73頭（推計値））を勘案し計画する。

## ④タヌキ

過去3カ年の捕獲実績（平成31年度180頭、令和2年度105頭、令和3年度109頭（推計値））を勘案し計画する。

## ⑤エゾシカ

過去捕獲実績（平成31年度1,057頭、令和2年度1,574頭、令和3年度2,079頭、令和4年度2,414頭）である。捕獲計画頭数は過去の捕獲数を勘案し計画する。

## ⑥ヒグマ

過去3カ年の捕獲実績（平成31年度1頭、令和2年度3頭、令和3年度2頭（推計値））である。捕獲目標頭数は設定しないが、依然として農地への侵入が多くあることから、被害地及び生活環境周辺に出没した個体については、加害個体と判断した場合に捕獲を実施する。

## ⑦ミンク

過去3カ年の捕獲実績は、平成31年度0頭、令和2年度3頭、令和3年度0頭（推計値）である。捕獲目標頭数は設定しないが、被害状況と捕獲要望に合わせ、適正な頭数を捕獲する。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等     |        |        |
|------|------------|--------|--------|
|      | 令和4年度      | 令和5年度  | 令和6年度  |
| カラス  | 2,000羽     | 2,000羽 | 2,000羽 |
| キツネ  | 100頭       | 100頭   | 100頭   |
| タヌキ  | 150頭       | 150頭   | 150頭   |
| エゾシカ | 2,560頭     | 2,600頭 | 2,600頭 |
| ヒグマ  | 被害状況に応じた捕獲 |        |        |
| ミンク  |            |        |        |
| ドバト  | 150羽       | 150羽   | 150羽   |

## 捕獲等の取組内容

カラス・キツネ・タヌキ・エゾシカは年間を通じて捕獲を行う。  
対象区域は鶴居村内一円とし、ICTの活用を図り効率的な捕獲に努める。

カラス・ドバトについては、牛舎への侵入防止として防鳥ネットの設置を勧奨する。  
タンチョウは、播種時の食害を軽減するため、該当地域において、追払い事業を実施する。  
ヒグマの捕獲を実施する場合は、状況に応じた適切な手法を検討したうえで銃器またははこわなによるものとする。

### ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

エゾシカとヒグマについては警戒心が強いため、散弾銃を使用した捕獲では有効射程距離に接近する前に逃走される可能性が高い。また、いずれも体格が大きく散弾銃の殺傷力では不十分である場合も考えられる。このことから、ライフル銃の所持許可要件を満たす実施隊員については、殺傷力が高く有効射程距離が長いライフル銃による捕獲が効果的であると考えられる。なお、ライフル銃を使用する際は、矢先やバックストップの確認等、十分安全面に配慮したうえで使用するものとする。

捕獲予定場所はエゾシカ、ヒグマともに村内一円とし、実施予定時期は4月から翌年3月までとする。

#### (4) 許可権限委譲事項

| 対象地域  | 対象鳥獣 |
|-------|------|
| 鶴居村一円 | エゾシカ |
| 鶴居村一円 | タヌキ  |

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣   | 整備内容  |       |       |
|--------|-------|-------|-------|
|        | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| (該当なし) |       |       |       |

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣   | 整備内容  |       |       |
|--------|-------|-------|-------|
|        | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| (該当なし) |       |       |       |

#### 5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年 度：令和4年度～令和6年度

対象鳥獣：カラス・ドバト・タンチョウ・キツネ・タヌキ・エゾシカ・ヒグマ・ミンク

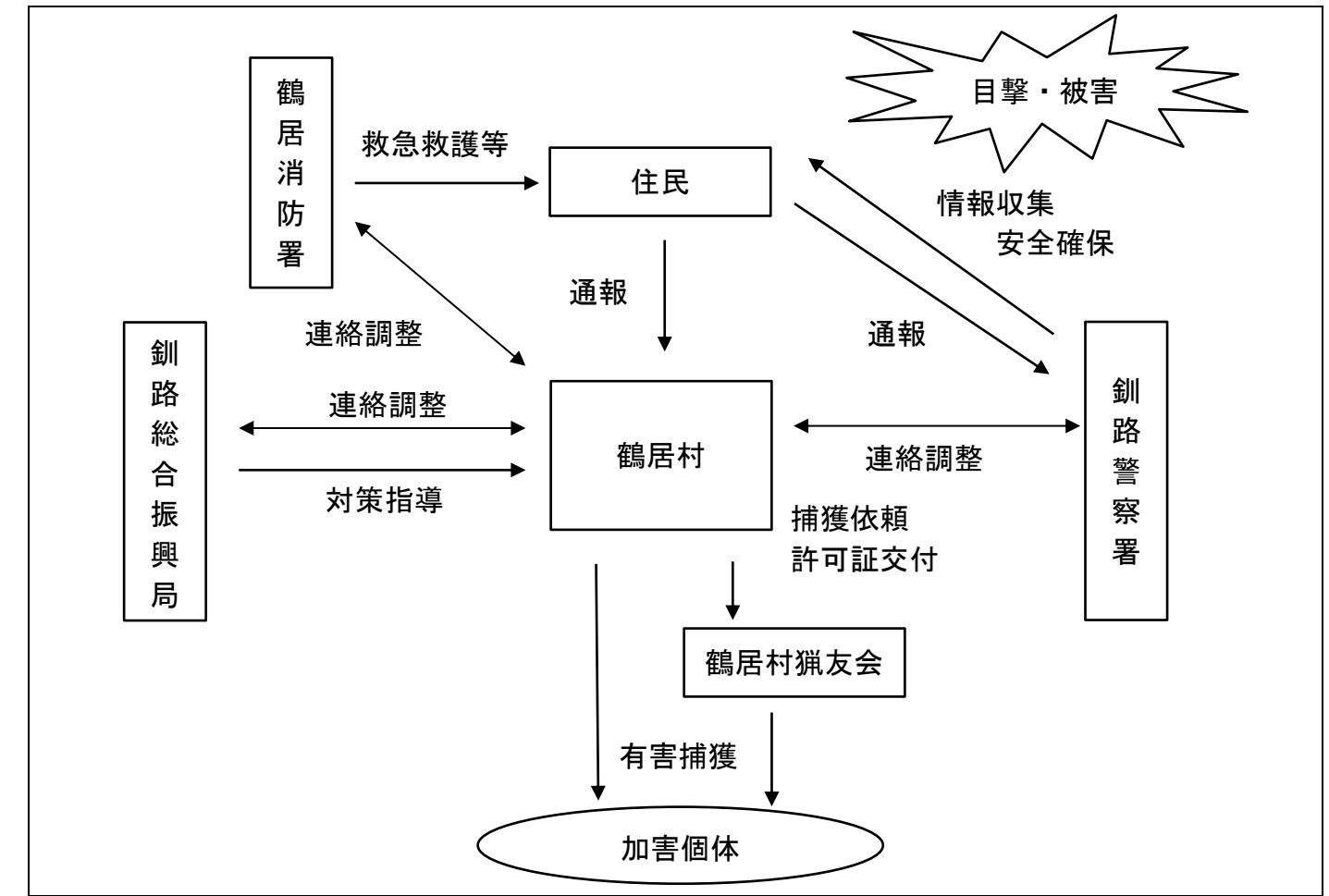
地域懇談会や現地研修会の普及啓発を進めるとともに、地域農家が主体的に侵入防止柵等の設置、管理、追い払い活動等を行えるよう、専門家による助言などにより体制整備の確立を目指す。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の  
対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称        | 役割                               |
|-----------------|----------------------------------|
| 鶴居村             | 情報収集及び被害調査、連絡調整、広報活動、有害捕獲の依頼等    |
| 釧路総合振興局環境生活課    | 鳥獣被害に関する調査、情報提供及び広域的な調整と捕獲許可等の実施 |
| 釧路警察署           | 情報収集、住民周知と安全確保等                  |
| 釧路北部消防事務組合鶴居消防署 | 救急救護の対応等                         |
| 鶴居村猟友会          | 有害捕獲の実施                          |

(2) 緊急時の連絡体制



7. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称         | 鶴居村野生鳥獣被害対策協議会              |
|----------------|-----------------------------|
| 構成機関の名称        | 役割                          |
| 鶴居村役場産業振興課     | 事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。    |
| 鶴居村猟友会         | 野生鳥獣関連情報の提供と有害捕獲の実施を行う。     |
| 鶴居村タンチョウ愛護会    | タンチョウ保護活動からの鳥獣の保護に関する業務を行う。 |
| 伊藤タンチョウサンクチュアリ | //                          |
| タンチョウコミュニティ    | //                          |

|               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 鶴居村教育委員会      | //                          |
| 鶴居村森林組合       | 民有林に関する野生鳥獣関連情報の提供を行う。      |
| 釧路丹頂農業協同組合    | 対象地域を巡回し、営農（技術）指導や情報提供を行う。  |
| 釧路北部事務組合鶴居消防署 | 鳥獣被害対策に係る人身事項発生時の救助・支援等を行う。 |
| 鶴居村鶴居地区集落     | 被害状況の把握・情報共有を行う。            |
| 鶴居村幌呂地区集落     | //                          |

## （２）関係機関に関する事項

| 関係機関の名称           | 役割                                       |
|-------------------|------------------------------------------|
| 環境省釧路自然環境事務所      | アドバイザーとして野生鳥獣関連や被害防止技術の情報提供を行う。          |
| 釧路総合振興局環境生活課      | //                                       |
| 北海道鳥獣保護員          | //                                       |
| 釧路総合振興局農務課        | オブザーバーとして野生鳥獣関連や被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。 |
| 釧路総合振興局林務課        | //                                       |
| 釧路総合振興局森林室音別事務所   | //                                       |
| 根釧西部森林管理署         | //                                       |
| 釧路農業改良普及センター      | //                                       |
| 阿寒摩周国立公園エゾシカ対策協議会 | //                                       |
| 株式会社末楽来工房         | エゾシカ肉の処理加工・販売                            |

## （３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>平成25年度に鶴居村鳥獣被害対策実施隊を設置。</p> <p>平成25年度から被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる鶴居村猟友会員を実施隊員に任命して、対象鳥獣の捕獲等の被害対策の充実を図っている。</p> <p>○隊員数25名（令和3年12月1日現在）</p> <p>鶴居村役場職員 3名（うち1名は鳥獣管理士）</p> <p>鶴居村猟友会員 22名</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## （４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>村内における農林作物の被害は、依然として高い水準である。なお、山間部の集落は、林地や農地が広範囲に広がっているため、地域農家のみでの被害防護柵等の設置実施することが困難である場合には、請負を検討する。</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体は、基本的に村が設置した「残滓ボックス」へ実施隊員自らが持ち込み、村外へ運搬されたのち焼却処理を原則とする。また、捕獲個体が食用に適している場合は、食肉加工業者への「搬業搬入」を推進する。なお、実施隊員の判断により「自家消費」も可能とし、残滓をすべて持ち帰りのうえ、一般廃棄物として適切に処分する。地形的な要因等によりやむを得ず持ち帰りが困難な場合にあっては「埋設」による処理とする。また、ヒグマについては研究機関へ検体を提供する。

## 9. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲したエゾシカ、ヒグマの利用にあたっては、村内の食肉処理加工業者への搬入を推進し、食肉及びペットフード用等として、可能な限りその有効活用に努める。

### (2) 処理加工施設の実施

該当なし

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

該当なし

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関等と連携しながら、講演会や情報交換会、現地研修会の共同開催を推進する。



## 鶴居村野生鳥獣被害対策協議会規約

(名称)

第1条 本会は鶴居村野生鳥獣被害対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域における鳥獣による農林水産業及び生活環境に係る被害の軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 鳥獣被害防止対策に関すること。
- (2) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- (3) 調査、研究活動の推進に関すること。
- (4) その他目的達成上必要な事項に関すること。

(構成員等)

第4条 協議会は、次のものをもって構成する。

鶴居村、釧路丹頂農業協同組合、鶴居村森林組合、鶴居村猟友会、鶴居村タンチョウ愛護会、  
(公財)日本野鳥の会 鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ、タンチョウコミュニティ、  
鶴居村教育委員会、鶴居消防署、鶴居村鶴居地区集落、鶴居村幌呂地区集落

2 協議会は、目的達成のため必要に応じ構成員以外のものの出席を求め意見を徴すること及び現地調査等を依頼することができる。

(総会)

第5条 協議会は、定期総会を年1回開くほか、必要に応じて臨時総会を随時開くことができる。

2 総会の議長は、会長があたる。

(総会の付議事項)

第6条 総会には、次の事項を付議するものとする。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 収支予算及び決算
- (3) 役員の選出
- (4) 規約の設定及び改廃
- (5) その他必要と認める事項

(役員)

第7条 協議会に、構成員の互選により、次の役員をおく。

会 長 1名  
副会長 1名  
監 事 2名

(役員の任務)

第8条 会長は、この協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し会長に事故のあるときは、これを代表する。

3 監事は、会務を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2ヵ年とし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、鶴居村役場産業振興課内に事務局を設ける。

2 協議会は、業務の適正な執行のため事務局長を置く。

3 事務局長は、事務局の中から会長が任命する。

(経費)

第11条 協議会の経費は、負担金・補助金・交付金・その他をもって充てる。

2 前項の補助金及び交付金の取扱いのため、特別会計を設置する。

(経費の取扱い)

第12条 協議会の経費の取扱い方法は、別に定める規定による。

2 事務局は、協議会の事業に要する経費に係る補助金の受領、管理等の会計事務を行うことができる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第14条 その他この会則に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年12月5日から施行する。

2 設立当時の役員の任期は、第5条の規定に関わらず平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月17日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和2年2月10日から施行する。

2 この規約の施行に際し、現に任に当たっている役員については、次の総会が開催されるまでその任に当たることとする。

附 則

この規約は、令和3年4月9日から施行する。